

令和3年3月

各 位

大阪府医師会  
(公印省略)

日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項  
－その38 更新の特例措置 について

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がございました。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、認定産業医制度研修会が中止、延期、定員を制限しての開催等となっていることから、認定産業医が有効期間内に更新要件を満たすことが困難な状況となっております。つきましては、現状を考慮し、認定産業医の更新等につきまして、下記のとおり特例措置の取扱いとするとのことです。

貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員へご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本特例措置の開始に伴い、「日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項－その37－」（令和2年4月17日付健I 34）による期間外申請は廃止されません。

記

1. 有効期限を迎えた認定産業医の取扱い

コロナ禍で更新単位を充足できずに既に有効期間が満了した方、今後有効期間の満了を迎える方がおられますが、認定証に記載された有効期限が平成32年（令和2年）2月以降の認定産業医については、当面の間は、単位を充足できずに有効期間満了後であっても認定産業医とみなし認定産業医としての活動を認めません。

認定産業医の制度上、有効期限を変更することはできません。今般の措置は、有効期間内に単位取得したとみなして、日本医師会が認定産業医として認めるものです。

2. 単位取得の取扱い

1. を踏まえ、有効期限後であっても、認定産業医の取得した単位は有効期間内に取得したものとみなします。

更新必要単位取得後の日本医師会への申請時において、日本医師会認定産業医運営委員会では個別審査は行いません。単位要件を充足した段階で、日本医師会の承認を経て、新しい認定証を発行いたします。

### 3. 次々回の有効期限について

次々回の有効期限に向けた単位取得にあたっては、下記の例のような影響があります。

(例) 平成32年(令和2年)5月30日が有効期限の認定産業医。令和2年2月までに15単位を取得していたが、コロナ禍で期限内に残り5単位を取得できなかった。研修会が再開し、令和3年8月30日までに5単位取得(令和2年5月31日から令和7年5月30日の認定証が認定産業医に発行される)。

令和7年5月の有効期限に向けた更新単位の取得期間は、前期の20単位を取得。完了後の令和3年8月31日から令和7年5月30日となる(3年9か月)。

【別添1】

### 4. 日本医師会ホームページへの掲載

本件につきましては、認定産業医に向け本会ホームページに掲載いたします。  
(<http://jmaqc.jp/sang/index.php>)

### 5. 本措置の終了期日

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況、研修会の開催状況を踏まえ、別途改めてご連絡いたします。

※事務局：地域医療1課 堀田 (TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875)

令和3年3月11日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

神 村 裕 子  
(公印省略)

日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項

－その38－ 更新の特例措置について

認定産業医制度の充実、推進について種々ご協力をいただき感謝いたしております。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、認定産業医制度研修会が中止、延期、定員を制限しての開催等となっていることから、認定産業医が有効期間内に更新要件を満たすことが困難な状況となっております。つきましては、現状を考慮し、認定産業医の更新等につきまして、下記のとおり特例措置の取扱いをいたしますので、管下の認定産業医に周知いただきますよう、お願いいたします。

本特例措置の開始に伴い、「日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項－その37－」(令和2年4月17日付健 I 34)による期間外申請は廃止いたします。

今後とも、日本医師会認定産業医制度の円滑な実施について、貴職の特段のご理解とご協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 有効期限を迎えた認定産業医の取扱い

コロナ禍で更新単位を充足できずに既に有効期間が満了した方、今後有効期間の満了を迎える方がおられますが、認定証に記載された有効期限が平成32年(令和2年)2月以降の認定産業医については、当面の間は、単位を充足できずに有効期間満了後であっても認定産業医とみなし認定産業医としての活動を認めます。

認定産業医の制度上、有効期限を変更することはできません。今般の措置は、有効期間内に単位取得したとみなして、日本医師会が認定産業医として認めるものです。

2. 単位取得の取扱い

1. を踏まえ、有効期限後であっても、認定産業医の取得した単位は有効期間内に取得したものとみなします。

更新必要単位取得後の日本医師会への申請時において、日本医師会認定産業医運営委員会では個別審査は行いません。単位要件を充足した段階で、日本医師会の承認を経て、新しい認定証を発行いたします。

### 3. 本会への更新申請手続きについて

- 適用開始 …令和3年第1回（令和3年4月1日～5月6日）受付分より
- 申請者一覧表 …本特例措置の対象者は、「日本医師会認定産業医（更新）申請者一覧表【期間外】」（エクセル・ファイル）に入力すること
- ※本特例措置において、本会への個別理由書等の提出は不要

### 4. 次々回の有効期限について

次々回の有効期限に向けた単位取得にあたっては、下記の例のような影響があります。

（例）平成32年（令和2年）5月30日が有効期限の認定産業医。令和2年2月までに15単位を取得していたが、コロナ禍で期限内に残り5単位を取得できなかった。研修会が再開し、令和3年8月30日までに5単位取得（令和2年5月31日から令和7年5月30日の認定証が認定産業医に発行される）。

令和7年5月の有効期限に向けた更新単位の取得期間は、前期の20単位を取得。完了後の令和3年8月31日から令和7年5月30日となる（3年9か月）。【別添1】

### 5. 日本医師会ホームページへの掲載

本件につきましては、認定産業医に向け本会ホームページに掲載いたします。

(<http://jmaqc.jp/sang/index.php>)

### 6. 本措置の終了期日

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況、研修会の開催状況を踏まえ、別途改めてご連絡いたします。

以上

特例措置の例：2020年5月30日に有効期限を迎えたが新型コロナウイルス感染症により生涯研修会受講な困難だった認定産業医



※ 単位取得の猶予期間（特例措置）は各認定産業医の状況に応じ弾力的に運用